

【外交・防衛委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された案件は、条約15件（うち本院先議4件）、内閣提出法律案3件及び衆議院議員提出法律案1件であり、条約15件を承認し、法律案4件を可決した。

また、本委員会付託の請願8種類16件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書は、外国において標章の保護を受ける手続を簡略化する制度の確立を目的とし、国際出願、国際登録簿への登録、保護の効果が及ぶ領域の指定等について定めるものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

国際通貨基金協定の第4次改正は、IMFの特別引出権・SDRが、1981年を最後に配分されておらず、その後の加盟国は配分を受けていない等の不均衡が生じていることから、これを衡平なものとするためSDRの1回限りの特別配分を行うことについて定めるものである。委員会においては、協定改正の経緯と発効見通し、IMFを通じた我が国ODAの供与額等について質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正は、近年、債務の延滞増加による財務状況の悪化に伴い銀行の改革の必要性が認識され、銀行運営における我が国を含む域外加盟国の責任と発言権を高めるため、加盟国の出資比率、総務会の議決要件等を変更することについて定めるものである。委員会においては、銀行の議決要件改正が域内諸国に及ぼす影響、銀行の財務状況悪化の原因等について質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定は、現行協定に代わるものとして、対象税目への住民税の追加、一定の投資所得に対する源泉地国の限度税率の引き下げ等協定全般にわたり、最近の租税条約の改善された規定をできる限り取り入れることを内容とするものであり、また、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書は、国際運輸業に従事するカナダの企業が、相互主義を原則に我が国における住民税及び事業税を免除されること等を定めるものであり、また、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書は、親子関係にある法人間の配当に対する源泉地国の限度税率を引き下げること等を定めるものであり、さらに、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約は、現行条約に代わるものとして、一定の投資所得に対する源泉地国の限度税率の引き下げなど、最近の租税条約の改善された規定を取り入れることを内容とするものである。委員会においては、租税条約締結の基本方針、「みなし外国税額控除」の供与基準、租税条約による進出企業優遇措置等について質疑を行い、討論の後、いずれも多数で承認した。

国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正及び国際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正は、国際海事衛星機構の名称を国際移動通信衛星機構に改めること、会社を通じてインマルサット衛星システムを運営するために機構の目的、構成等を変更することを内容とするものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

投資の促進及び保護に関する日本国とパングラデシュ人民共和国との間の協定及び投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定は、我が国と両国との間の投資の促進及び保護を図るため、投資の許可に関する最恵国待遇、投資財産・事業活動等に関する最恵国待遇及び内国民待遇、収用等の措置がとられた場合の補償、送金の自由等について定め、特にロシアとの協定では、これに加えて現地調達要求等に該当する貿易関連投資措置の禁止を定めるものである。委員会においては、投資保護協定締結の基本方針とアセアン諸国との締結見通し、ロシアとの投資保護協定の発効目途等について質疑を行い、討論の後、いずれも多数で承認した。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約は、公務員等による拷問を防止するため各締約国がこれを刑法上の犯罪とし、裁判権を設定すること等について定めるものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定は、朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）が、北朝鮮に対して加圧水型軽水炉2基から成る軽水炉プロジェクトの供与を行い、北朝鮮がKEDOに対して返済を行うという両者の合意に基づき、同軽水炉プロジェクト実施のための資金供与の枠組みを確立しようとするものであり、日本輸出入銀行又は同銀行を承継する国際協力銀行が、KEDOに対し1,615億円までの円貨による貸付けを行うこと、同貸付け元本の返済は3年間の据え置き期間を含む20年間の均等半年賦とすること、KEDOが銀行に支払う利子の総額は、我が国政府がKEDOに贈与すること等について定めるものである。委員会においては、資金拠出に対する我が国国民の理解、貸付け元本の償還の確保、北朝鮮がミサイルを再発射した場合の資金供与凍結等について質疑を行い、全会一致で承認した。

核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書は、保障措置制度の実効性を強化し、その効率を改善するため、同機関に提供する情報の拡充、査察員による立入りの強化等について定めるものである。委員会においては、北朝鮮に対する保障措置の実施、核物質防護の現状、核兵器国の核軍縮義務等について質疑を行い、討論の後、多数で承認した。

民間職業仲介事業所に関する条約（第181号）は、民間職業仲介事業所の運営を認め、そのサービスを利用する労働者を保護するための枠組みについて定めるものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定は、我が国とイスラエルとの間に定期航空業務を開設するため、権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続及び条件、業務を行うことができる路線等について定めるものであり、委員会においては、全会一致で承認した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、ドイツの首都機能の移転に伴い、在ドイツ日本国大使館をボンからベルリンに移転するとともに、在ベルリン及び在ボンの各日本国総領事館を廃止するこ

と、アメリカ領・グアム島の在アガナ日本国総領事館の名称を変更すること、等を内容とするものであり、委員会においては、全会一致で原案どおり可決した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、平成8年度以降に係る防衛計画の大綱を踏まえ、陸上自衛隊の師団の改編等及び統合幕僚会議における情報機能の充実等を行うことに伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更を行うことを内容とするものである。委員会においては、情報収集・分析体制の強化、中期防に基づく師団改編等の進捗状況、即応予備自衛官の確保状況と訓練実績、法律改正に伴う予算の節減効果等について質疑を行い、討論の後、多数で原案どおり可決した。

自衛隊法等の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて自衛隊員に新たな再任用制度を導入し、懲戒制度を整備するとともに、自衛隊員の再就職手続を整備しようとするものであり、委員会においては、多数で原案どおり可決した。なお、2項目の附帯決議が行われた。

自衛隊員倫理法案は、自衛隊員が国民全体の奉仕者であって、その職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保するため、自衛隊員倫理規程の制定、幹部自衛隊員に係る贈与・株取引・所得等の報告書の提出、自衛隊員倫理審査会及び倫理監督官の設置等、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講じる等を内容とするものであり、委員会においては、全会一致で原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

2月18日、欧州諸国の政治・経済等の諸問題について、特命全権大使オーストリア国駐箚高島有終君、特命全権大使ドイツ国駐箚久米邦貞君、特命全権大使ハンガリー国駐箚糠澤和夫君、特命全権大使連合王国駐箚林貞行君、特命全権大使ロシア国駐箚都甲岳洋君及び政府委員から説明を聞いた後、質疑を行った。

3月4日、高村外務大臣及び野呂田防衛庁長官から外交の基本方針及び国の防衛の基本方針に関し、それぞれ所信を聴取した。

3月9日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

3月23日、新ガイドライン関連法案、有事法制、我が国の北朝鮮政策、日韓首脳会談等の諸問題について質疑を行った。

3月25日、高村外務大臣、野呂田防衛庁長官及び政府委員から能登半島沖の不審船に関し報告を聴取した後、同問題について質疑を行った。

5月27日、コソヴォ問題について質疑を行った。

なお、3月12日及び15日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度総理府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管の予算について審査を行い、ODAの透明性・効率性、日米韓三国の対北朝鮮政策、KEDOへの対応、基地周辺の騒音対策、国連の集団安全保障措置への我が国の参加、周辺事態の地理的範囲と戦闘地域の指定、防衛庁長官の「先制攻撃」発言と我が国の攻撃能力、在日米軍による低空飛行訓練、防衛関係予算の増減と後年度負担、自衛官の処遇に関する第三者機関、非核神戸方式、在日米軍基地への攻撃と自衛権、北方領土問題、ロシアの核流出問題、憲法と周辺事態における対米協力、日韓問題、国際法における交戦国と中立国、日韓逃亡犯罪人引渡し条約締結等の諸問題について質疑を行った。

また、2月23日には、海上自衛隊横須賀地方総監部、在日米軍横須賀海軍施設を視察した。

(2) 委員会経過

○平成11年2月18日（木）（第1回）

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 欧州諸国の政治・経済等に関する件について久米特命全権大使、林特命全権大使、糠澤特命全権大使、高島特命全権大使、都甲特命全権大使及び政府委員から説明を聴いた後、久米特命全権大使、林特命全権大使、都甲特命全権大使、糠澤特命全権大使及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年3月4日（木）（第2回）

- 外交の基本方針に関する件について高村外務大臣から、
国の防衛の基本方針に関する件について野呂田防衛庁長官からそれぞれ所信を聴いた。

○平成11年3月9日（火）（第3回）

- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について高村外務大臣、野呂田防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年3月12日（金）（第4回）

- 平成11年度一般会計予算（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管）について高村外務大臣、野呂田防衛庁長官及び政府委員から説明を聴いた後、同大臣、同長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年3月15日（月）（第5回）

- 平成11年度一般会計予算（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（国際平和協力本部、防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管）について野呂田防衛庁長官、高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年3月18日（木）（第6回）

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第20号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派 なし

○平成11年3月23日（火）（第7回）

- 新ガイドライン関連法案に関する件、有事法制に関する件、我が国の北朝鮮政策に関する件、日韓首脳会談に関する件、NECの政治献金に関する件等について野呂田防衛庁長官、高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年3月25日（木）（第8回）

- 能登半島沖の不審船に関する件について野呂田防衛庁長官、高村外務大臣及び政府委員から報告を聴いた後、同長官、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年4月13日（火）（第9回）

- 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）について高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第5号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派 なし

- 国際通貨基金協定の第4次改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

以上両件について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年4月14日（水）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際通貨基金協定の第4次改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第4号）（衆議院送付）

以上両件について高村外務大臣、野呂田防衛庁長官、政府委員及び参考人国際協力事業団総裁藤田公郎君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決

した。

(閣条第3号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 共産

(閣条第4号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 共産

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第11号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 (閣条第12号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 (閣条第13号)

以上3件について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年4月27日(火)(第11回)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第11号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 (閣条第12号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 (閣条第13号)

以上3件について高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

(閣条第11号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 共産

(閣条第12号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 共産

(閣条第13号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 共産

○平成11年5月27日(木)(第12回)

○理事の補欠選任を行った。

○コソヴォ問題に関する件について高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の改正及び国際移動通信衛星機構(インマルサット)に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第2号)(衆議院送付)

投資の促進及び保護に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)(衆議院送付)

投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)(衆議院送付)

以上3件について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年6月1日（火）（第13回）

- 国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正及び国際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

投資の促進及び保護に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

以上3件について高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、投資の促進及び保護に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）及び投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第2号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連

反対会派 なし

（閣条第6号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派 共産

（閣条第7号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派 共産

○平成11年6月3日（木）（第14回）

- 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

以上両件について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年6月8日（火）（第15回）

- 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

以上両件について高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第10号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連

反対会派 なし

（閣条第8号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派 共産

- 軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（衆議院送付）について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年6月29日（火）（第16回）

- 軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（衆議院送付）について高村外務大臣、野呂田防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣条第14号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連

反対会派 なし

- 核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

民間職業仲介事業所に関する条約（第181号）の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）（衆議院送付）

以上3件について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年7月6日（火）（第17回）

- 核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

民間職業仲介事業所に関する条約（第181号）の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）（衆議院送付）

以上3件について高村外務大臣及び政府委員に対し質疑を行い、核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第1号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連

反対会派 共産

（閣条第9号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連

反対会派 なし

（閣条第15号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連

反対会派 なし

○平成11年7月22日（木）（第18回）

- 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について野呂田防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年7月27日（火）（第19回）

- 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について野呂田防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第19号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 共産

○平成11年8月5日（木）（第20回）

- 自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）について野呂田防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年8月6日（金）（第21回）

- 自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）について野呂田防衛庁長官及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第87号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院、二連
反対会派 共産
なお、附帯決議を行った。

○平成11年8月9日（月）（第22回）

- 自衛隊員倫理法案（衆第37号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長二田孝治君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
（衆第37号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派 なし

○平成11年8月13日（金）（第23回）

- 請願第339号外15件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要 旨】

「核兵器の不拡散に関する条約」（以下「NPT」という。）の締約国は、核物質が核兵器等に転用されることを防止するため、国際原子力機関（以下「機関」という。）との間

に協定を締結し、同協定に定められた保障措置を受諾する義務を負っている。我が国は、1976年（昭和51年）にNPTを批准し、翌年、「核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定」（以下「保障措置協定」という。）を締結した。その後、機関は、イラク及び北朝鮮の核開発疑惑を契機として、保障措置制度の実効性を強化し、その効率を改善するための検討を行い、1997年（平成9年）5月に保障措置の適用に関するモデル追加議定書を採択した。これを受け、我が国は、機関との間で数次にわたり協議を行った結果、1998年（平成10年）12月4日、ウィーンにおいて、機関に提供する情報の拡充、機関に対する補完的なアクセスの提供等について規定するこの追加議定書に署名した。この追加議定書は、前文、本文18箇条、末文及び二の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 保障措置協定の規定は、この追加議定書の規定と両立する限度において、この追加議定書について準用する。保障措置協定の規定とこの追加議定書との規定とが抵触する場合には、この追加議定書の規定を適用する。
- 2 日本国政府は、核物質を伴わない核燃料サイクル関連の研究開発活動（日本国政府の関与のあるもの）等の情報を含む報告を機関に行う。
- 3 機関は、申告されていない核物質が存在せず、又はそのような原子力活動が行われていないことを確認するための補完的なアクセスの実施に先立ち原則として24時間前までに日本国政府に対し通告を行う。
- 4 日本国政府は、機関に対し、原子力サイト内の場所、環境試料の採取のために機関が指定する場所等への補完的なアクセスを認める。
- 5 日本国政府が報告を行う必要がある活動の一覧表について附属書Ⅰに定め、また、日本国政府が輸出入の報告を行う必要がある特定の設備及び資材の一覧表について附属書Ⅱに定める。

国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正及び国際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第2号）

【要旨】

両改正は、それぞれ、1994年（平成6年）12月及び1998年（平成10年）4月にロンドンで開催された国際海事衛星機構（インマルサット）（以下「機構」という。）の総会で採択されたものであり、機構が海事通信だけでなく航空通信及び陸上移動通信についても機構の衛星及び関連施設を提供し得るようになったことを踏まえ機構の名称を変更すること、及び独自の衛星を持つ民間企業の参入による競争の増大等の情勢の変化に対応することを目的として、会社を通じてインマルサット衛星システムを運営するために機構の目的、構成等を変更することを内容とするものである。両改正の主な内容は次のとおりである。

- 1 国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正
国際海事衛星機構（インマルサット）の名称を国際移動通信衛星機構（インマルサット）に改める。
- 2 国際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正
 - (1) 機構は、海上における遭難及び安全に関する世界的な衛星通信業務を継続的に提供

すること、国籍を理由とした差別を行うことなしに業務を提供すること、専ら平和的目的のために活動すること等の基本原則に会社が従うことを確保することを目的とする。

(2) 機構は、会社が基本原則に従うことを確保するため、会社と公的業務契約等を締結する。

(3) 機構が必要とする資金は各締約国が指定する事業体等の分担金によって賄うこと、機構が商業上の原則に考慮を払いつつ健全な経済的及び財政的基礎の上に運営されること等の機構の運営上及び財政上の原則に関する現行条約の規定は、削除される。また、機構と各締約国が指定する事業体等との間で締結された運用協定（機構の運営、財政及び技術上の細目について定める文書）も、この改正の効力発生と同時に効力を失う。

(4) 条約の改正は、当該改正を受諾した締約国を拘束する。

なお、両改正は、現行条約の規定により、その採択の時点における締約国の3分の2以上であってその時点における出資率の全体の3分の2以上を代表するものによる受諾の通告を寄託者が受領した後120日ですべての締約国について効力を生ずる。

国際通貨基金協定の第4次改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第3号）

【要旨】

1969年（昭和44年）の国際通貨基金協定の改正により、国際通貨基金（以下「IMF」という。）が創出する資産として特別引出権（以下「SDR」という。）が導入され、これまで2期にわたりSDRの配分が実施されたが、1981年（昭和56年）を最後に行われておらず、その後にIMFに加盟した国（平成11年1月現在39箇国）が配分を受けていない等、加盟国間のSDRの配分に不均衡が生じていた。この改正は、SDRの配分額をIMF加盟国間で衡平なものとするため、SDRの特別配分を行うことを目的とするものであり、1997年（平成9年）9月のIMFの総務会で改正案が承認された。主な改正点は次のとおりである。

IMFは、従来のSDRの配分とは別に、追加された付表Mの規定に従い、以下のとおりSDRの1回限りの特別配分を行う。

- 1 1997年（平成9年）9月19日においてSDR会計の参加国（以下「参加国」という。）である各加盟国は、そのSDRの純累積配分額が同日における当該加盟国の割当額（出資額）の29.315788813パーセントに等しくなるような額のSDRの配分を受ける。
- 2 特別配分を希望しない参加国には、SDRの配分を行わない。
- 3 特別配分が行われる時において、IMFに対する債務の履行が遅滞している参加国に対しては、すべての当該債務が履行された時に、配分されるSDRを引き渡す。

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第4号）

【要旨】

近年、アフリカ開発銀行（以下「銀行」という。）は、アフリカ域内加盟国による債務の履行遅滞の増加により財務状況が悪化し、これに伴い銀行の運営改革の必要性が認識さ

れるようになった。この問題に対処するため、我が国を含む域外加盟国のイニシアティブにより、銀行運営における域外加盟国の責任と発言権を高める内容の改正案が提案され、1998年（平成10年）5月の総務会で承認された。この改正は、銀行の加盟国の出資比率、総務会の議決要件等を変更することを目的とするものであり、主な改正点は次のとおりである。

- 1 銀行の域内加盟国と域外加盟国の出資比率は60パーセント対40パーセントとする（現行は3分の2対3分の1）。
- 2 総務会の会合の定足数は、総務又は総務代理の過半数であって加盟国の総投票権数の70パーセント以上を代表するものとする（現行は加盟国の総投票権数の3分の2以上を代表する総務又は総務代理の過半数）。
- 3 理事会の会合の定足数は、理事の過半数であって加盟国の総投票権数の70パーセント以上を代表するものとする（現行は加盟国の総投票権数の3分の2以上を代表する理事の過半数）。
- 4 総務会及び理事会の決定するすべての事項は、一般に、投票権数の3分の2以上の多数による議決で決定し（現行は過半数）、重要な問題に関しては、総投票権数の70パーセント以上の多数による議決で決定する。

標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（先議）

【要旨】

標章の国際登録制度は、1967年（昭和42年）に採択された「ストックホルムで改正された標章の国際登録に関するマドリッド協定」（我が国は未締結）に基づいて従前より運用されてきたが、保護の効果が及ぶ領域として指定された当事国が保護の拒絶を通報する期間が1年と短いことなど、標章について審査主義を採用する国（我が国を含む。）が締結しにくいという問題点を有していた。そこで、一層多くの国が参加し得る標章の国際登録制度を確立することを目的として、本議定書が1989年（平成元年）6月にマドリッドで開催された国際会議において採択され、1995年（平成7年）12月1日に発効した。この議定書は、本文26箇条から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 標章について、いずれかの締約国において標章登録出願（以下「基礎出願」という。）をした場合又は標章登録（以下「基礎登録」という。）がされた場合には、その名義人は、世界知的所有権機関の国際事務局（以下「国際事務局」という。）の登録簿への標章登録を受けることにより、すべての締約国の領域において当該標章の保護を確保することができる。
- 2 国際出願は、基礎出願を受理し又は基礎登録をした官庁（以下「本国官庁」という。）を通じ、国際事務局に対して行う。
- 3 本国官庁は、国際出願の願書の記載事項が基礎出願又は基礎登録の記載事項と一致している旨を証明する。出願人は、標章に係る商品及びサービスを指定して国際出願をし、国際事務局は、国際出願がされた標章を国際登録簿に直ちに登録する。
- 4 国際出願に際しては、国際登録による標章の保護の効果が及ぶ領域としていずれの締約国を指定するかを選択し、記載する。

5 標章の国際登録又は領域指定の記録の日から、当該標章は、関係締約国において、標章登録を当該関係締約国の官庁に直接求めていたならば与えられたであろう保護と同一の保護を与えられるものとする。

後記6の保護の拒絶の通報が行われなかった場合又は保護の拒絶の通報が取り消された場合には、標章の国際登録又は領域指定の記録の日から、当該標章は、関係締約国において、当該関係締約国の官庁による登録を受けていたならば与えられたであろう保護と同一の保護を与えられるものとする。

6 標章の保護について領域指定の通報を受けた締約国の官庁は、当該標章に対する保護を与えることができない旨を拒絶の通報において宣言する権利を有する。拒絶の通報については、国際事務局が領域指定の通報を当該官庁に行った日から1年の期間が満了する前に国際事務局に対して行う。締約国は、この期間を18箇月の期間とする旨を宣言することができる。(我が国は、締結に際してこの宣言を行う予定である。)

7 国際登録の存続期間は、10年とし、また、更新することができる。国際登録の日から5年の期間が満了する前に基礎出願、基礎登録等が保護を受けなくなった場合には、国際登録による保護を主張することができない。

8 国際登録に当たっては、基本手数料、追加手数料(商品又はサービスの国際分類の数が3を超える場合における1類ごとについての手数料)及び付加手数料(領域指定についての手数料)を前払しなければならず、追加手数料及び付加手数料の収入総額は関係締約国に配分する。締約国は、追加手数料及び付加手数料による収入の配分を受けることに代えて個別手数料の支払を受けることを希望する旨を宣言することができる。(我が国は、締結に際してこの宣言を行う予定である。)

9 国際登録が本国官庁の請求により取り消された場合において、当該国際登録に係る領域指定が行われていた締約国の官庁に対し当該国際登録の名義人であった者が同一の標章に係る標章登録出願をしたときは、当該標章登録出願は、国際登録の日又は領域指定の記録の日に行われたものとみなす。

投資の促進及び保護に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

【要旨】

この協定は、我が国とバングラデシュ人民共和国との間の経済的協力を強化し、かつ、投資の促進及び保護を通じて両国間における資本及び技術の交流を促進することを目的として、1998年(平成10年)11月10日に東京で署名されたものである。この協定は、前文、本文14箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 投資家は、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、最恵国待遇が与えられる。
- 2 投資家は、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。
- 3 投資家は、裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。

- 4 投資財産及び収益は、不断の保護及び保障を受け、公共のため、かつ、正当な法の手続に従ってとられるものであり、差別的なものでなく、また、迅速、適当かつ実効的な補償を伴うものである場合を除き、収用、国有化等の対象としてはならない。投資家は、収用等に係る事項に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。
- 5 投資家は、敵対行為の発生等による投資財産、収益等に対する損害に関連してとられる措置に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。
- 6 一方の締約国は、他方の締約国又はその指定する機関による損害のてん補に係る契約等に基づく請求権等の代位を承認する。
- 7 投資家は、両締約国間及び自国と第三国との間の送金等の自由を保証される。
- 8 投資から生ずる一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の法律上の紛争が友好的な協議により解決されない場合は、投資家の要請に基づき、紛争は投資紛争解決条約に従って調停又は仲裁に付託される。
- 9 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争は、仲裁委員会に付託される。
- 10 この協定は、発効後10年間効力を有し、その後は、1年前の書面による予告により終了する時まで引き続き効力を有する。

投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

【要 旨】

この協定は、我が国とロシア連邦との間の経済的協力を強化し、かつ、投資の促進及び保護を通じて両国間における資本及び技術の交流を促進することを目的として、1998年（平成10年）11月13日にモスクワで署名されたものである。この協定は、前文、本文17箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 投資家は、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、最恵国待遇が与えられる。
- 2 投資家は、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。また、投資財産及び収益は、不断の保護及び保障を享受する。
- 3 投資家は、裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。
- 4 投資財産及び収益は、公共のため、かつ、正当な法の手続に従ってとられるものであり、差別的なものでなく、また、迅速、適当かつ実効的な補償を伴うものである場合を除き、収用、国有化等の対象としてはならない。投資家は、収用等に係る事項に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。
- 5 投資家は、敵対行為の発生等による投資財産、収益等に対する損害に関連してとられる措置に関し、内国民待遇及び最恵国待遇が与えられる。
- 6 一方の締約国は、他方の締約国又はその指定する機関による損害のてん補に係る契約等に基づく請求権等の代位を承認する。
- 7 投資家は、両締約国間及び自国と第三国との間の送金等の自由を保証される。
- 8 投資から生ずる一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の法律上の紛争が友好的な協議により解決されない場合は、投資家の要請に基づき、紛争は投資紛争解決条約等

に従って調停又は仲裁に付託される。

- 9 各締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関する相手国の申入れに対し好意的配慮を払う。
- 10 各締約国は、投資に関係する又は影響を及ぼす法令等を通常の形態により公表する。
- 11 いずれの締約国も、現地調達要求、輸出制限又は輸出入均衡要求に該当する貿易関連投資措置をとってはならない。
- 12 この協定は、発効後10年間効力を有し、その後は、1年前の書面による予告により終了する時まで引き続き効力を有する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）

【要旨】

この条約は、1970年（昭和45年）に締結された我が国と韓国との間の現行の租税条約に代わる新たな条約として、1998年（平成10年）10月8日に東京において署名されたものであり、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成っている。その主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約の対象税目は、韓国においては所得税、法人税、所得税又は法人税の課税標準に対し直接又は間接に課される地方振興特別税及び住民税、我が国においては所得税、法人税及び住民税とする。
- 2 不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 3 事業所得については、企業が相手国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 4 国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税することができる。
- 5 配当に対する源泉地国税率は、親子会社間の場合には5パーセント（ただし、2003年（平成15年）末までは10パーセント）を、その他の場合には15パーセントを超えないものとする。
- 6 利子及び使用料に対する源泉地国税率は、それぞれ10パーセントを超えないものとする。
- 7 不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 8 自由職業所得については、取得者が相手国内に固定的施設を有するか又は暦年を通じて183日以上の間相手国内に滞在する場合にのみ、かつ、当該固定的施設に帰せられる所得又は前記の期間中に相手国内で取得した所得についてのみ相手国において課税される。
- 9 勤務に対する報酬及び芸能人等の所得については、相手国内で勤務又は芸能活動等が行われる場合に相手国において課税される。
- 10 短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国において免税される。
- 11 法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができる。
- 12 退職年金については、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。

- 13 この条約に規定のない所得については、当該所得が相手国において生ずる等一定の場合を除くほか、当該所得の受領者の居住地国においてのみ課税することができる。
- 14 我が国及び韓国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。また、「みなし外国税額控除」は、2003年（平成15年）末に廃止される。
- 15 両締約国の権限のある当局は、この条約若しくはこの条約が適用される租税に関する法令を実施し又は脱税を防止するため必要な情報を交換する。
- 16 各締約国は、この条約の不正利用の防止を目的とする租税の徴収共助に努める。
- 17 この条約は、それぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じ、無期限に効力を有するが、発効後5年の期間満後に終了の通告を行うことができる。

民間職業仲介事業所に関する条約（第181号）の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

【要 旨】

国際労働機関（以下「ILO」という。）は、営利目的の有料職業紹介所の漸進的廃止又は規制について定めた「有料職業紹介所に関する条約（1949年の改正条約）（第96号）」（以下「第96号条約」という。）を1949年（昭和24年）に採択した。しかしその後、労働市場を取り巻く環境の変化により、有料職業紹介所の増加及び労働者派遣等の他の雇用関連サービスの拡大に見られるように、民間職業仲介事業所の労働市場における役割は、第96号条約が採択された当時と比べ大幅に増大した。

このような状況の変化を受けて、第96号条約の改正の必要性が検討された結果、1997年（平成9年）6月の第85回ILO総会において、この条約が採択された。

この条約は、民間職業仲介事業所の運営を認め及びそのサービスを利用する労働者を保護するために必要な枠組みについて定めたものであり、前文、本文24箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 「民間職業仲介事業所」とは、公の機関から独立した自然人又は法人であって、求人と求職とを結び付けるためのサービス、第三者の利用に供することを目的として労働者を雇用することから成るサービス等を提供するものをいう。
- 2 この条約は、民間職業仲介事業所の運営を認め及びそのサービスを利用する労働者を保護することを目的とし、原則としてすべての種類の労働者及びすべての部門の経済活動について適用する。
- 3 加盟国は、許可又は認可の制度により、民間職業仲介事業所の運営を規律する条件を決定する。ただし、そのような条件が適当な国内法等によって別途規制されている場合は、この限りでない。
- 4 加盟国は、民間職業仲介事業所が人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見、国民的系統、社会的出身等による差別なしに労働者を取り扱うことを確保する。
- 5 民間職業仲介事業所による労働者の個人情報処理は、労働者の個人情報を保護する方法で及び労働者の資格等直接に関連する情報に限って行われるものとする。
- 6 民間職業仲介事業所は、労働者から原則としていかなる手数料等も徴収してはならない。

- 7 加盟国は、民間職業仲介事業所が募集し又は紹介した移民労働者に対し十分な保護を与え及び当該移民労働者の不当な取扱いを防止するため、自国の管轄内で必要な措置をとる。
- 8 加盟国は、民間職業仲介事業所が児童労働を利用せず及び提供しないことを確保するための措置をとる。
- 9 権限のある機関は、民間職業仲介事業所の活動に関する苦情等を調査する適当な制度及び手続が維持されることを確保する。
- 10 加盟国は、第三者の利用に供することを目的として民間職業仲介事業所が雇用する労働者に対し、団体交渉、労働条件、社会保障等について十分な保護が与えられることを確保するため必要な措置をとる。
- 11 加盟国は、公共職業安定組織と民間職業仲介事業所との間の協力を促進するための条件を策定し、定期的に検討する。
- 12 この条約は、法令等により適用するものとし、違反があった場合における適当な救済措置が定められ及び適用されるものとする。
- 13 この条約は、2の加盟国による批准が国際労働事務局長に登録された日の後12箇月で効力を生ずる。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

【要 旨】

拷問等の禁止については、1948年（昭和23年）に採択された「世界人権宣言」、1966年（昭和41年）に採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約」等において規定されたが、1970年代に一部の国の軍事独裁政権による拷問と見られる行為に対する国際的非難が高まり、国際連合において、拷問を実効的に禁止する新たな国際文書を作成する必要性が強く認識されるようになった。この条約は、こうした状況を背景に作成作業が行われた結果、1984年（昭和59年）の第39回国際連合総会において採択され、1987年（昭和62年）6月26日に発効したものであり、前文及び本文33箇条から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 「拷問」とは、身体的又は精神的な重い苦痛を人に故意に与える行為であって、本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得る目的をもって又は何らかの差別に基づく理由によって、公務員その他の公的資格で行動する者により行われるもの等をいう。「拷問」には、合法的な制裁の限りで苦痛が生ずること又は合法的な制裁に固有の若しくは付随する苦痛を与えることを含まない。
- 2 締約国は、自国の管轄の下にある領域内において拷問に当たる行為が行われることを防止するため、立法上、行政上、司法上その他の効果的な措置をとる。
- 3 締約国は、いずれの者をも、その者に対する拷問が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある他の国へ追放し、送還し又は引き渡してはならない。
- 4 締約国は、拷問に当たるすべての行為を自国の刑法上の犯罪とする。拷問の未遂についても同様とし、拷問の共謀又は拷問への加担に当たる行為についても同様とする。これらの犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにす

る。

- 5 締約国は、前記4の犯罪が自国の管轄の下にある領域内で又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合、容疑者が自国の国民である場合及び自国が適当と認めるときは被害者が自国の国民である場合において、これらの犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

締約国は、容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在し、かつ、裁判権を設定した他の締約国に対して当該容疑者の引渡しを行わない場合において前記4の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
- 6 容疑者がその管轄の下にある領域内で発見された締約国は、当該容疑者を引き渡さないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。
- 7 締約国は、前記4の犯罪を締約国間の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とする。
- 8 締約国は、拷問に当たる行為の被害者が救済を受けること及び公正かつ適正な賠償を受ける権利を有することを自国の法制において確保する。
- 9 締約国は、自国の管轄の下にある領域内において、拷問には至らない他の行為であつて、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に当たり、公務員その他の公的資格で行動する者により行われるもの等を防止する。
- 10 拷問の禁止に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置し、10人の専門家により構成する。
- 11 締約国は、委員会に対し、自国がこの条約に基づく約束を履行するためにとつた措置に関する報告を提出する。委員会は、当該報告を検討し、一般的な性格を有する意見であつて適当と認めるものを表明することができる。
- 12 委員会は、いずれかの締約国の領域内における拷問の制度的な実行の存在が十分な根拠をもって示されていると認める信頼すべき情報を受領した場合には、当該情報について調査する。締約国は、この条約の署名等の際に、委員会が調査を行う権限を有することを認めない旨を宣言することができる。
- 13 締約国は、この条約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を委員会が受理し及び検討する権限を有することを認める宣言をいつでも行うことができる。（我が国は、この条約の締結に際してこの宣言を行う予定である。）
- 14 締約国は、自国の管轄の下にある個人であつていずれかの締約国によるこの条約の規定の違反の被害者であると主張する者により又はその者のために行われる通報を、委員会が受理し及び検討する権限を有することを認める宣言をいつでも行うことができる。
- 15 この条約の解釈又は適用に関する紛争で交渉によって解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の組織について合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（先議）

【要 旨】

この協定は、1970年（昭和45年）に締結された我が国とマレーシアとの間の現行の租税協定に代わる新たな協定として、1999年（平成11年）2月19日にクアラ・ランプールにおいて署名されたものであり、前文、本文28箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成る。その主な内容は次のとおりである。

- 1 この協定の対象税目は、マレーシアにおいては所得税及び石油所得税、我が国においては所得税、法人税及び住民税とする。
- 2 不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 3 事業所得については、企業が相手国内に恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 4 国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。
- 5 配当に対する源泉地国税率は、親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には15パーセントをそれぞれ超えないものとする。
- 6 利子及び使用料に対する源泉地国税率は、それぞれ10パーセントを超えないものとする。
- 7 不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定的施設に係る動産の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 8 自由職業所得については、取得者が相手国内に固定的施設を有するか又は暦年を通じて183日以上期間相手国内に滞在する場合にのみ、かつ、当該固定的施設に帰せられる所得又は前記の期間中に相手国内で取得した所得についてのみ相手国において課税される。
- 9 勤務に対する報酬及び芸能人等の所得については、相手国内で勤務又は芸能活動等が行われる場合に相手国において課税される。
- 10 短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国において免税される。
- 11 法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができる。
- 12 退職年金については、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。
- 13 この協定に規定のない所得については、当該所得が相手国において生ずる等一定の場合を除くほか、受領者の居住地国においてのみ課税することができる。
- 14 我が国及びマレーシアにおいては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を排除する。また、「みなし外国税額控除」は、この協定の発効後7年目の末に廃止される。
- 15 両締約国の権限のある当局は、この協定若しくはこの協定が適用される租税に関する法令を実施し又は脱税を防止するため必要な情報を交換する。
- 16 この協定は、それぞれの国内法上の手続が完了したことを相互に通知する公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 17 現行租税協定は、この協定が適用される所得に対する租税につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）
（先議）

【要 旨】

この議定書は、1987年（昭和62年）に締結された我が国とカナダとの間の現行の租税条約（以下「現行条約」という。）を改正するため、1999年（平成11年）2月19日にオタワにおいて署名されたものであり、前文、本文9箇条及び末文から成る。その主な内容は次のとおりである。

- 1 現行条約第8条を改め、カナダの地方政府又は地方公共団体が国際運輸業に従事する我が国企業に対し所得に対する租税及び我が国の事業税に類似する税を課さないことを条件として、国際運輸業に従事するカナダの企業が我が国において住民税及び事業税を免除される規定を追加する。
- 2 現行条約第9条を改め、両締約国の企業の間商業上又は資金上の特別な関係がある場合における課税上の調整方法及び調整が可能な期限についての規定を追加する。
- 3 現行条約第10条2を改め、親子関係にある法人間の配当に対する源泉地国における税率の上限を現行の10パーセントから5パーセントに改正する。
- 4 現行条約第24条の次に第24条のAを加え、条約の不正利用の防止を目的とする租税の徴収共助について規定する。
- 5 この議定書は、批准書の交換の日の後30日目の日に効力を生じ、現行条約が有効である限り効力を有する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第13号）（先議）

【要 旨】

この議定書は、1983年（昭和58年）に締結された我が国とスウェーデンとの間の現行の租税条約（以下「現行条約」という。）を改正するため、1999年（平成11年）2月19日にストックホルムにおいて署名されたものであり、前文、本文8箇条及び末文から成る。その主な内容は次のとおりである。

- 1 現行条約第2条1(b)のスウェーデンの対象税目について、名称を変更する。
- 2 現行条約第9条を改め、両締約国の企業の間商業上又は資金上の特別な関係がある場合における課税上の調整方法について定める規定を追加する。
- 3 現行条約第10条2を改め、親子関係にある法人間の配当に対する源泉地国における税率の上限を現行の10パーセントから5パーセントに改正する。
- 4 現行条約第25条の次に第25条のAを加え、条約の不正利用の防止を目的とする租税の徴収共助について規定する。
- 5 この議定書は、批准書の交換の日の後30日目の日に効力を生じ、現行条約が有効である限り効力を有する。

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）

【要 旨】

北朝鮮の核兵器開発問題を解決するため、1994年（平成6年）10月に米朝間で作成された「合意された枠組み」は、北朝鮮が既存及び開発中の核施設の凍結・解体を行う代わりに出力合計約2,000メガワットの2基の軽水炉を北朝鮮に供与すること等を定めており、この「合意された枠組み」を実施するため、日米韓3箇国は、1995年（平成7年）3月、朝鮮半島エネルギー開発機構（以下「KEDO」という。）を設立した。その後、1998年（平成10年）10月のKEDO理事会において、KEDOが北朝鮮に供与する軽水炉の総経費見積りを46億ドルとし、韓国がその70パーセント（32.2億ドル）の資金供与を行い、我が国が10億ドル相当円（1,165億円）の資金供与を行う旨の決議が採択された。これを受け、我が国政府とKEDOとの間で交渉を行った結果、1999年（平成11年）5月3日にニューヨークにおいてこの協定の署名が行われた。この協定は、前文、本文8箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 日本輸出入銀行又は同銀行を承継する国際協力銀行（以下「銀行」という。）は、KEDOが北朝鮮に対して供与する加圧水型軽水炉2基から成る軽水炉プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の実施のため、KEDOに対し1,165億円の額までの円貨による貸付け（以下「貸付け」という。）を行う。
- 2 貸付けの元本の返済は、プロジェクトのそれぞれの軽水炉プラントごとに3年間の据え置き期間を含む20年間の均等半年賦で行う。最初の返済の日にKEDOが貸付けの返済を開始することができない場合には、KEDO及び銀行は、返済計画を検討するため協議し、とるべき適切な措置を決定する。
- 3 日本国政府は、KEDOが銀行に支払う利子の総額に相当する額の贈与をKEDOに対して行う。日本国政府が1996年（平成8年）3月にKEDOに設立した1,900万米ドルの特別の基金（流動性基金）は、この贈与の一部を成すものとみなす。
- 4 KEDOは、貸付けを適正にかつプロジェクトのためにのみ使用する。
- 5 KEDOは、貸付けの元本の現金による返済及び利子の支払を確実にする。
- 6 KEDOは、この協定の実施に関する情報等を要請により日本国政府に提出する。
- 7 この協定の実施に関連して生ずることのある問題については、日本国政府とKEDOが相互に協議する。
- 8 この協定は、日本国政府とKEDOが、発効のための内部手続が完了した旨の公文を交換した日に効力を生じ、書面による合意によりこの協定を停止し又は終了させることができる。

航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）

【要 旨】

我が国とイスラエルとの間の定期航空路開設については、従来よりイスラエル側から希望が表明されており、近年における両国関係の緊密化及び関西国際空港の開港を踏まえ交渉を行った結果、協定案文につき実質的な合意に達したので、1999年（平成11年）4月23

日に東京においてこの協定の署名が行われた。この協定は、我が国とイスラエルとの間及びその以遠における定期航空業務の開設及び運営を可能とすることを目的としており、主な内容は次のとおりである。

- 1 両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等、運輸以外の目的で着陸することができる。
- 2 両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（以下「特定路線」という。）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国内の地点と相手国内の地点との間の貨客を輸送することができる。
- 3 指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、部品等について相手国の関税等を免除される。
- 4 特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。
- 5 両国の指定航空企業は、両国間の定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。
- 6 指定航空企業が提供する輸送力は、貨客輸送需要に適合するものでなければならないが、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。
- 7 運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。
- 8 両国は、民間航空機、その旅客及び乗務員、空港等の安全に対する不法な行為等を防止し又は終結させるため、保安措置等を講ずるとともに相互援助する等民間航空の安全を保護するための措置をとる。
- 9 両国の指定航空企業が両方向に運営することのできる定期路線は、次のとおりである。
 - (1) イスラエル国の指定航空企業が両方向に運営する路線
 - ① イスラエル国内の地点—ヨーロッパ内の1地点—モスクワ—大阪
 - ② 次の路線のうち後に特定される1路線
 - (a) イスラエル国内の地点—タシケント、北京、ソウル又はハバロフスクのうち後に特定される1地点—大阪
 - (b) イスラエル国内の地点—後に特定されるインド、タイ又は香港内の1地点—大阪
 - (2) 日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線
 - ① 日本国内の地点—モスクワ—ヨーロッパ内の1地点—テル・アヴィヴ
 - ② 次の路線のうち後に特定される1路線
 - (a) 日本国内の地点—ハバロフスク、ソウル、北京又はタシケントのうち後に特定される1地点—テル・アヴィヴ
 - (b) 日本国内の地点—後に特定される香港、タイ又はインド内の1地点—テル・アヴィヴ

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要 旨】

本法律案は、平成8年度以降に係る防衛計画の大綱を踏まえ、我が国の防衛力について合理化・効率化・コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実等を図るとの観点から、陸上自衛隊の師団の改編等及び統合幕僚会議における情報機能の充実等を行うことに伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

- 1 陸上自衛隊の自衛官の定数を1,604人削減し、統合幕僚会議の自衛官の定数を61人増加することにより、自衛官の定数を1,543人削減する。
- 2 即応予備自衛官の員数を993人増加する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 在ドイツ日本国大使館の位置の地名をボンからベルリンに変更するとともに、在ベルリン日本国総領事館及び在ボン日本国総領事館を廃止し、両総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を削る。
- 2 在アガナ日本国総領事館（注、アメリカ領・グアム）の名称を在ハガツニャ日本国総領事館に、位置の地名及び所在地をハガツニャに変更する。
- 3 この法律案は、平成11年4月1日から施行する。ただし、ボンをベルリンに改める部分及び在ベルリン日本国総領事館に関する部分は、政令で定める日から施行する。

自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第87号）

【要 旨】

本法律案は、自衛隊法、防衛庁の職員の給与等に関する法律、国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を一括して改正し、一般職の国家公務員の例に準じて、高齢化社会、年金の満額支給開始年齢の引上げ等に対応するため、自衛隊員（以下「隊員」という。）の定年退職者等の再任用制度を改め、あわせて再任用された隊員の給与等に関する規定を整備し、及び懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した隊員が再び隊員として採用された場合において一定の要件に該当するものであるときは、退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとするほか、隊員の再就職に関する公務の公正性の一層の確保等を図るため、防衛庁長官の承認を要する再就職の範囲、承認状況の国会への報告等に関し、所要の規定を整備しようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

1 新たな再任用制度の導入

- (1) 任命権者は、隊員の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、自衛官以外の隊員の常時勤務を要する官職に採用することができる。この場合において、任期は更新できるものとするが、その末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

- (2) 任命権者は、隊員の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、自衛官以外の隊員の短時間勤務の官職に採用することができる。この場合の任期については、(1)を準用する。
- (3) 任命権者は、自衛官の定年退職者及び自衛官で勤務延長の後退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、教育、研究、補給等の業務に従事する自衛官の常時勤務を要する官職に引き続いて採用することができる。この場合において、任期は更新できるものとするが、その末日は、その者が年齢65年に達する日以前でなければならない。ただし、再任用された自衛官がその任期満了により退職することが自衛隊の任務遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官に防衛出動が下令されている場合には1年以内、その他の場合には6月以内の期間を限り、任期を延長することができる。
- (4) 指定職の官職以外の常時勤務を要する官職に再任用された隊員（以下「常勤の再任用隊員」という。）の俸給月額、各俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級又は階級に応じた額とし、短時間勤務の官職に再任用された隊員の俸給月額は、指定職の官職を占める職員にあっては指定職俸給表等に掲げる俸給月額、その他の俸給表の適用を受ける職員にあっては常勤の再任用隊員の俸給月額に基づき算定した額とする。
- (5) 再任用された隊員について、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、特勤手当、寒冷地手当等は支給しない。

2 懲戒制度の整備

- (1) 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職国家公務員等となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合、当該退職までの引き続き隊員としての在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができる。
- (2) 隊員が新たな再任用制度により採用された場合において、隊員の定年退職者等となった日までの引き続き隊員としての在職期間又は新たな再任用制度によりかつて採用されて隊員として在職していた期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができる。

3 再就職手続の整備

- (1) 離職後2年間に就くことについて防衛庁長官の承認を受けることが必要とされる営利企業等の地位を、離職前5年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものとする。
- (2) 防衛庁長官が行った承認の処分に関し、国会に対し報告しなければならない。

4 施行期日

本法律は、平成13年4月1日から施行する。ただし、新たな再任用制度の導入に関する任命権者の準備等は公布の日から、2の(1)（懲戒制度の整備の一部）は公布の日から起算して3月を超えない範囲内で政令で定める日から、3（再就職手続の整備）は公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から、それぞれ施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、適切な審査を経た上で自衛隊員の再就職を促進することが我が国の防衛力の健全な人的基盤の確保に資する等との基本的認識に立ち、次の事項について、検討の上善処

すべきである。

- 1 再就職の承認に関する本法の運用に当たっては、大多数の自衛官は、企業等と直接関係のない防衛関係の職務に任じているという実態及びその職務や任用形態の特殊性等を踏まえ、自衛官が自信と誇りを持って職務に精励し、安んじて再就職できるよう特段の配慮を行うこと。

また、再就職支援のための施策以外の施策についても適切な組織の設置等も含め、検討すること。

- 2 再就職の承認についての具体的基準を定めるに当たっては、公務の公正性確保に遺漏なきを期すとともに、特に、若年での定年退職を余儀なくされる自衛官の再就職の必要性、任務の特性等を十分に踏まえること。

右決議する。

自衛隊員倫理法案（衆第37号）

【要 旨】

本法律案は、自衛隊員が国民全体の奉仕者であってその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保するため、自衛隊員倫理規程の制定、幹部自衛隊員に係る贈与等、株取引等及び所得等の報告、自衛隊員倫理審査会の設置、倫理監督官の設置等自衛隊員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 自衛隊員は、国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。また、その職務や地位を私的利益のために用いてはならず、国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- 2 内閣は、毎年、国会に、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。
- 3 内閣は、自衛隊員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令（以下「自衛隊員倫理規程」という。）を国家公務員倫理規程に準じて定めるものとする。
- 4 部員級以上の自衛隊員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と自衛隊員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として自衛隊員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。）は、本法律で定める事項を記載した贈与等報告書を、防衛庁長官（防衛施設庁の職員である自衛隊員（防衛施設庁長官及び自衛官を除く。以下同じ。）にあっては、防衛施設庁長官）に提出しなければならない。
- 5 本庁審議官級以上の自衛隊員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について、本法律で定める事項を記載した株取引等報告書を、毎年、防衛庁長官（防衛施設庁の職員である自衛隊員にあっては、防衛施設庁長官）に提出しなければならない。
- 6 本庁審議官級以上の自衛隊員は、その所得等について、本法律で定める事項を記載し

た所得等報告書を、毎年、防衛庁長官（防衛施設庁の職員である自衛隊員にあっては、防衛施設庁長官）に提出しなければならない。

- 7 提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等（以下「各種報告書」という。）は、これらを受理した防衛庁長官（防衛施設庁の職員である自衛隊員が提出した各種報告書にあっては、これらを受理した防衛施設庁長官）において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 8 何人も、防衛庁長官又は防衛施設庁長官に対し、保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、防衛庁長官が、自衛隊員倫理審査会の意見を聴いて、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるもの等として、あらかじめ認めた事項に係る部分については、この限りではない。
- 9 自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する防衛庁長官の事務を補佐させるため、防衛庁本庁に、自衛隊員倫理審査会を置く。
- 10 自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため、防衛庁本庁及び防衛施設庁に、それぞれ倫理監督官1人を置く。倫理監督官は、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言並びに体制の整備を行う。これらの職務を行うに当たっては、国家公務員倫理審査会と常に密接な連絡を保たなければならない。
- 11 本法律又は本法律に基づく命令に違反した者は、自衛隊法上の懲戒処分の対象とする。
- 12 本法律は、一部の規定を除き、平成12年4月1日から施行する。

(4) 付託議案審議表

・条 約 (15件)

| 番 号 | 件 名 | 先 議 院 | 提出 月日 | 参 議 院 | | | 衆 議 院 | | |
|--|---|-------------|-----------|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| | | | | 委員会 付 託 | 委員会 議 決 | 本会議 議 決 | 委員会 付 託 | 委員会 議 決 | 本会議 議 決 |
| 1 | 核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書の締結について承認を求めるの件 | 衆 | 11. 2. 19 | 11. 6. 28 | 11. 7. 6 承 認 | 11. 7. 7 承 認 | 11. 6. 3 外 務 | 11. 6. 4 承 認 | 11. 6. 10 承 認 |
| 2 | 国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正及び国際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件 | 〃 | 2. 19 | 5. 24 | 6. 1 承 認 | 6. 2 承 認 | 4. 27 外 務 | 5. 13 承 認 | 5. 14 承 認 |
| 3 | 国際通貨基金協定の第4次改正の受諾について承認を求めるの件 | 〃 | 2. 19 | 4. 9 | 4. 14 承 認 | 4. 16 承 認 | 3. 17 外 務 | 3. 19 承 認 | 3. 23 承 認 |
| 4 | アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件 | 〃 | 2. 19 | 4. 9 | 4. 14 承 認 | 4. 16 承 認 | 3. 17 外 務 | 3. 19 承 認 | 3. 23 承 認 |
| 5 | 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書の締結について承認を求めるの件 | 参 | 2. 19 | 3. 19 | 4. 13 承 認 | 4. 14 承 認 | 4. 27 外 務 | 5. 13 承 認 | 5. 14 承 認 |
| 6 | 投資の促進及び保護に関する日本国とバングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 | 衆 | 3. 5 | 5. 24 | 6. 1 承 認 | 6. 2 承 認 | 4. 27 外 務 | 5. 13 承 認 | 5. 14 承 認 |
| 7 | 投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 | 〃 | 3. 5 | 5. 24 | 6. 1 承 認 | 6. 2 承 認 | 4. 27 外 務 | 5. 13 承 認 | 5. 14 承 認 |
| 8 | 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件 | 〃 | 3. 5 | 6. 2 | 6. 8 承 認 | 6. 9 承 認 | 5. 26 外 務 | 5. 28 承 認 | 6. 1 承 認 |
| 9 | 民間職業仲介事業所に関する条約（第181号）の締結について承認を求めるの件 | 〃 | 3. 5 | 6. 28 | 7. 6 承 認 | 7. 7 承 認 | 6. 3 外 務 | 6. 4 承 認 | 6. 10 承 認 |
| 10 | 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件 | 〃 | 3. 5 | 6. 2 | 6. 8 承 認 | 6. 9 承 認 | 4. 22 外 務 | 5. 28 承 認 | 6. 1 承 認 |
| ○11. 6. 2 参本会議趣旨説明 ○11. 4. 22 衆本会議趣旨説明 | | | | | | | | | |
| 11 | 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 | 参 | 3. 5 | 4. 12 | 4. 27 承 認 | 4. 28 承 認 | 5. 26 外 務 | 5. 28 承 認 | 6. 1 承 認 |
| 12 | 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 | 〃 | 3. 5 | 4. 12 | 4. 27 承 認 | 4. 28 承 認 | 5. 26 外 務 | 5. 28 承 認 | 6. 1 承 認 |
| 13 | 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 | 〃 | 3. 5 | 4. 12 | 4. 27 承 認 | 4. 28 承 認 | 5. 26 外 務 | 5. 28 承 認 | 6. 1 承 認 |

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | |
|----|--|-----|-----------|--------------------|-----------------|-----------------|---------------------|----------------|----------------|
| | | | | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 |
| 14 | 軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件 | 衆 | 11. 5. 14 | 11. 6. 7 | 11. 6. 29 承認 | 11. 6. 30 承認 | 11. 5. 28 外務 | 11. 6. 2 承認 | 11. 6. 3 承認 |
| | | | | ○11. 6. 7 参本会議趣旨説明 | | | ○11. 5. 28 衆本会議趣旨説明 | | |
| 15 | 航空業務に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 | " | 5. 14 | 6. 28 | 7. 6 承認 | 7. 7 承認 | 6. 3 外務 | 6. 4 承認 | 6. 10 承認 |

・内閣提出法律案（3件）

※は予算関係法律案

| 番号 | 件名 | 先議院 | 提出月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | |
|-----|--|-----|----------|-----------|--------------------|-----------------|-------------------|--------------------|-----------------|
| | | | | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 |
| ※19 | 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案 | 衆 | 11. 2. 3 | 11. 7. 21 | 11. 7. 27 可決 | 11. 7. 28 可決 | 11. 3. 17 安全保障 | 11. 5. 13 可決 | 11. 5. 14 可決 |
| ※20 | 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 | " | 2. 3 | 11. 3. 10 | 3. 18 可決 | 3. 24 可決 | 2. 12 外務 | 3. 3 可決 | 3. 4 可決 |
| 87 | 自衛隊法等の一部を改正する法律案 | " | 3. 16 | 8. 4 | 8. 6 可決 附帯決議 | 8. 6 可決 | 6. 2 安全保障 | 6. 3 可決 附帯決議 | 6. 10 可決 |

・衆議院議員提出法律案（1件）

| 番号 | 件名 | 提出者 (月日) | 予備送付 月日 | 本院への 送付月日 | 参議院 | | | 衆議院 | | |
|----|----------|------------------------------|------------|--------------|----------|----------------|----------------|-------|-------|----------------|
| | | | | | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 | 委員会付託 | 委員会議決 | 本会議議決 |
| 37 | 自衛隊員倫理法案 | 内閣委員長 二田孝治君 (11. 8. 5) | 11. 8. 6 | 11. 8. 6 | 11. 8. 9 | 11. 8. 9 可決 | 11. 8. 9 可決 | | | 11. 8. 6 可決 |